

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

・森林環境税

所得	給与収入		主たる給与以外の合算	営業等	農業	不動産	配当	給与	譲渡一時	課税標準	総所得③	
	給与所得(所得金額調整控除後)		所得区分								山林所得	
所得	その他の所得計		所得区分								分離短期譲渡	
			総所得金額①								分離長期譲渡	
所得	雑損		障・寡・ひ・勤								株式等の譲渡	
	医療費		配偶者								上場株式等の配当等	
所得	社会保険料		配偶者特別								先物取引	
	小規模企業共済		扶養									
所得	生命保険料		特定親族特別									
	地震保険料		基礎									
所得			所得控除合計②									
(摘要)												

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

・森林環境税

所得	給与収入		主たる給与以外の合算	営業等	農業	不動産	配当	給与	譲渡一時	課税標準	総所得③	
	給与所得(所得金額調整控除後)		所得区分								山林所得	
所得	その他の所得計		所得区分								分離短期譲渡	
			総所得金額①								分離長期譲渡	
所得	雑損		障・寡・ひ・勤								株式等の譲渡	
	医療費		配偶者								上場株式等の配当等	
所得	社会保険料		配偶者特別								先物取引	
	小規模企業共済		扶養									
所得	生命保険料		特定親族特別									
	地震保険料		基礎									
所得			所得控除合計②									
(摘要)												

市 民 税 額	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④	納 付 額	
	税額控除額⑤	6月分	
	所得割額⑥	7月分	
	均等割額⑦	8月分	
	森林環境税額⑧	9月分	
	特別徴収税額⑨	10月分	
額	控除不足額⑩	11月分	
	既光当額・既委託納付額⑪	12月分	
	既 納 付 額⑫	1月分	
	差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)	2月分	
	變更前税額⑬	3月分	
	増減額(⑨-⑬)	4月分	
	變 更 月	月	5月分

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

・森林環境税

指 定 番 号	宛 名 番 号
受 給 者 番 号	氏 名
住	所

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面です長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。なお、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として(訴訟において長浜市を代表する者は市長になります。)、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



問い合わせ先 長浜市 市民生活部 税務課 市民税第一係 電話 0749-65-6524(直通) ② ①

①、②の順で矢印の方向にゆっくりていねいに開いてご覧ください。

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

・森林環境税

指 定 番 号	宛 名 番 号
受 給 者 番 号	氏 名
住	所

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面です市長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。なお、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として(訴訟において長浜市を代表する者は市長になります。)、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



問い合わせ先 長浜市 市民生活部 税務課 市民税第一係 電話 0749-65-6524(直通) ② ①

①、②の順で矢印の方向にゆっくりていねいに開いてご覧ください。

特別徴収 義務者名	
--------------	--

※開封せず切り離し、直接ご本人にお渡しください。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得除除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割 市民税 3,000 円 県民税 1,800 円
・所得割 (総合課税分) 市民税 6 % 県民税 4 %
※県民税1,800円のうち800円は琵琶湖森林づくり県民税分です。
・森林環境税 1,000 円

◎所得控除

雑 損 控 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10％)または(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費 控 除	医療費の実質負担額－(10万円または総所得金額等の5％のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)

社会保険料控除等		支 払 金 額	
		支 払 金 額	控 除 額
生 命 保 険 料	新 契 約	12,000円以下のとき	全 額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
地 震 保 険 料	旧 契 約	15,000円以下のとき	全 額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
控 除	控 除	一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
		一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
地 震 保 険 料 控 除	旧 契 約	支 払 金 額	控 除 額
		50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
		5,000円以下のとき	全 額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	扶 養 一 般	33万円
配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円	老人 38万円	45万円
配 偶 者 特 別 控 除	所得金額 控除額			同居 所得金額 控除額	
特 別 控 除	65万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円	45万円
	85万円超100万円以下	31万円	21万円	11万円	41万円
特 別 控 除	100万円超130万円以下	26万円	18万円	9万円	31万円
	130万円超155万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円
特 別 控 除	155万円超180万円以下	16万円	11万円	6万円	11万円
	180万円超220万円以下	11万円	8万円	4万円	6万円
特 別 控 除	220万円超250万円以下	6万円	4万円	2万円	3万円
	250万円超330万円以下	3万円	2万円	1万円	
特 別 控 除	障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円	30万円	53万円	
	寡 婦 控 除	26万円			
特 別 控 除	ひとり親控除	30万円			
	勤 労 学 生 控 除	26万円			

基 礎 控 除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	43万円	29万円	15万円
◎税額控除 (調整控除)							
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5％ (市民税3％、県民税2％)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5％ (市民税3％、県民税2％) に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額							
控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円 扶養控除 一般 5万円 特定 18万円	4万円 6万円 老人 10万円	2万円 3万円		
障害者控除	寡婦控除 1万円	ひとり親控除	父 1万円 母 5万円				
	ひとり親控除 母 5万円		勤労学生控除 1万円				

◎税額控除 (配当控除)

課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
種 類		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)					
前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで (地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで) であって、特定取得、特別特定取得 (特別取得および特別特例取得を含む。) または特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前金額)					
市民税		3/5		県民税 2/5	
◎税額控除 (配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)					
区 分		市民税		県民税	
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割		3/5		2/5	

◎税額控除 (寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額 (寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額) が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6％、県民税は4％に相当する金額 1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県または市の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県または市の条例で定めるもの ただし、1ののうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額 (所得額の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額)		課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下			84.895%
195万円超330万円以下			79.79%
330万円超695万円以下			69.58%
695万円超900万円以下			66.517%
900万円超1,800万円以下			56.307%
1,800万円超4,000万円以下			49.16%
4,000万円超			44.055%
0円未満 (課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合)			90%
0円未満 (課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)			地方税法に定める割合

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得除除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割 市民税 3,000 円 県民税 1,800 円
・所得割 (総合課税分) 市民税 6 % 県民税 4 %
※県民税1,800円のうち800円は琵琶湖森林づくり県民税分です。
・森林環境税 1,000 円

◎所得控除

雑 損 控 除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10％)または(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費 控 除	医療費の実質負担額－(10万円または総所得金額等の5％のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)

社会保険料控除等		支 払 金 額	
		支 払 金 額	控 除 額
生 命 保 険 料 控 除	新 契 約	12,000円以下のとき	全 額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
地 震 保 険 料 控 除	旧 契 約	15,000円以下のとき	全 額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
控 除		一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
		一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
地 震 保 険 料 控 除	旧 契 約	5,000円以下のとき	支払金額の1/2
		5,000円超のとき	25,000円
		5,000円以下のとき	全 額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	扶 養 一 般	33万円
配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円	老人 38万円	45万円
配 偶 者 特 別 控 除	所得金額 控除額			同居 所得金額 控除額	
特 別 控 除	65万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円	45万円
	85万円超100万円以下	31万円	21万円	11万円	41万円
特 別 控 除	100万円超130万円以下	26万円	18万円	9万円	31万円
	130万円超155万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円
特 別 控 除	155万円超180万円以下	16万円	11万円	6万円	11万円
	180万円超220万円以下	11万円	8万円	4万円	6万円
特 別 控 除	220万円超250万円以下	6万円	4万円	2万円	3万円
	250万円超330万円以下	3万円	2万円	1万円	
特 別 控 除	障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円	30万円	53万円	
	寡 婦 控 除	26万円			
特 別 控 除	ひとり親控除	30万円			
	勤 労 学 生 控 除	26万円			

基 礎 控 除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	43万円	29万円	15万円
◎税額控除 (調整控除)							
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5％ (市民税3％、県民税2％)に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5％ (市民税3％、県民税2％) に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額							
控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円 扶養控除 一般 5万円 特定 18万円	4万円 6万円 老人 10万円	2万円 3万円		
障害者控除	寡婦控除 1万円	ひとり親控除	父 1万円 母 5万円				
	ひとり親控除 母 5万円		勤労学生控除 1万円				

◎税額控除 (配当控除)

課税所得金額		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
種 類					
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)					
前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで (地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで) であって、特定取得、特別特定取得 (特別取得および特別特例取得を含む。) または特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前金額)					
市民税		3/5		県民税 2/5	
◎税額控除 (配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)					
区 分		市民税		県民税	
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割		3/5		2/5	

◎税額控除 (寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額 (寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額) が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6％、県民税は4％に相当する金額 1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県または市の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県または市の条例で定めるもの ただし、1ののうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額 (所得額の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額)		課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下			84.895%
195万円超330万円以下			79.79%
330万円超695万円以下			69.58%
695万円超900万円以下			66.517%
900万円超1,800万円以下			56.307%
1,800万円超4,000万円以下			49.16%
4,000万円超			44.055%
0円未満 (課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合)			90%
0円未満 (課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合)			地方税法に定める割合